

静岡県告示第363号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項の規定に基づき、次のように蜜蜂及び蜜蜂の腐蛆病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限する。

令和6年4月26日

静岡県知事 川勝平太

1 腐蛆病発生概要

(1) 発生年月日

令和6年4月11日

(2) 発生群数

3群

(3) 転帰

汚染物品の焼却

(4) 発生地域

浜松市浜名区

2 移動を制限する家畜の種類及び物品

蜜蜂、採みつについて利用中の蜜蜂の巣箱、継箱、巣わく、巣脾及びみつろう等

3 移動を制限する期間

令和6年4月11日から令和6年4月26日（15日間）

4 移動を制限する区域

浜松市浜名区三ヶ日町岡本、浜松市浜名区三ヶ日町摩訶耶、浜松市浜名区三ヶ日町宇志の一部、浜松市浜名区三ヶ日町只木の一部、浜松市浜名区三ヶ日町釣の一部、浜松市浜名区三ヶ日町平山の一部、浜松市浜名区三ヶ日町福長の一部、浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日の一部